令和５年５月23日

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について

１　小規模の埋立て等に係る届出制度の創設

茨城県では、5,000㎡以上の土地の埋立て等は県が、これ未満は市町村が規制しています。

本改正により、5,000㎡未満の土地の埋立て等であっても、市町村の許可を受ける必要が無いものは、一部の例外（場内の切盛りのみの場合、公共事業の場合等）を除き、県への届出が必要になります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 市町村条例 | 規制内容 |
| 5,000㎡以上 |  | 県条例で許可制 |
| 5,000㎡未満 | 規制対象 | 市町村条例で許可制 |
| 適用除外 | 県条例で届出制 |

２　書面の交付・携帯義務の創設

①県の許可を受けた埋立て等、②県へ届出をした埋立て等及び③市町村の許可を受けた埋立て等を行う際には、下図の流れのとおり、書面の交付・携帯が必要になります。

埋立て等を行う際には、適合証明書を携帯していない土砂等を搬入する方（ダンプの運転手等）からの土砂等は受け入れないようにしてください。

❸適合証明書携帯

土砂等

❷適合証明書交付

❶土砂等受入概要書交付

土砂等

埋立て等を

行う者

（受け入れ側）

土砂等を

搬入する者

（ダンプの運転手等）

土砂等を

発生させる者

（掘削工事の

元請事業者等）

３　改良土の利用基準を定める改正

県条例の許可基準は改良土を想定しておらず、優良な改良土と不適正な改良土（廃棄物が混入している等）とを判断する基準がありませんが、国においては、公共工事に使用する改良土に関する基準が設けられており、工事での使用実績もあります。

本改正により、改良土の許可基準を創設し、基準に適合した改良土は県の許可を受けた土地の埋立て等で使用することができるようになります。

（１）使用できる改良土の基準（主なもの）

○　第３種建設発生土相当以上に区分されるものであること（コーン指数400kN/㎡以上）

○　水素イオン濃度指数は４以上９未満であること

○　土壌環境基準（溶出基準）に適合していること

○　廃棄物が不適正に混入していないこと

※　製造済みの改良土を個別に審査し、基準に適合しているかどうかを確認します。

（２）必要な手続き

土地の埋立て等の許可申請において、改良プラント等を発生元として申請する必要があります。

申請には、改良土の製造工程や保管状況の分かる資料を添付いただく予定です。

※　同一の改良プラント等から発生する改良土であっても、使用の都度申請が必要です。

４　施行日

令和５年６月１日（予定）